

平成 31 年

総務産経常任委員会会議録

平成 31 年 2 月 8 日

田上町議会

平成31年第2回臨時会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成31年2月8日 午前9時17分
- 3 出席委員
1番 高取正人君 8番 熊倉正治君
2番 藤田直一君 11番 池井豊君
4番 渡邊勝・君 12番 関根一義君
6番 椿一春君
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐野恒雄 地域整備課長 土田 覚
総務課長 吉澤深雪
- 6 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 小林 亨
書 記 中野祥子
- 7 傍聴人
新潟日報社 三條新聞社 越後ジャーナル
議会議員 高橋秀昌 議会議員 中野和美
- 8 本日の会議に付した事件
議案第2号 田上小学校空調設備設置工事請負契約について
議案第3号 羽生田小学校空調設備設置工事請負契約について
議案第4号 田上中学校空調設備設置工事請負契約について
議案第5号 平成30年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について

午前9時17分 開 会

総務産経常任委員長（高取正人君） 時間前ではございますが、皆様席にお着きのようなので、これから総務産経常任委員会付託案件審査を始めたいと思います。

見てのとおり雪になりました。きのうは本当に春の陽気で、それがうそのように今日は冷え込んでおります。まだまだ冬で、立春を過ぎましたので、そんなに雪は降らないかと思いますが、まだまだ寒いと思いますので、お体のほう気をつけて、今日も慎重審議でお願いいたします。

では、町長、挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） さっきしたばかり。

総務産経常任委員長（高取正人君） さっきしたばかりですけれども。

町長（佐野恒雄君） 先ほどご挨拶申し上げましたので、割愛させていただきますが、付託案件につきまして慎重審議、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

総務産経常任委員長（高取正人君） 続きまして、本委員会に付託されました案件は議案第2号 田上小学校空調設備設置工事請負契約について、議案第3号 羽生田小学校空調設備設置工事請負契約について、議案第4号 田上中学校空調設備設置工事請負契約について、議案第5号 平成30年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定についてです。

これより議事に入ります。

最初に、議案第2号、第3号、第4号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めましておはようございます。それでは、ただいま議題となっております議案第2号から議案第4号までをご説明させていただきます。内容については先ほど町長が本会議で提案説明したとおりではありますので、なるべく重複しないように説明したいと思います。

2月1日に制限付一般競争入札を行いました。その結果はそれぞれの特定共同企業体が落札をし、今現在仮契約をしておりますので、議決後に本契約で工事に着手できるというような状況であります。

契約金額は議案書の契約金額、議案第2号、1ページであります。契約金額は

5,940万円ではありますが、これは消費税込みの金額であります。入札については税抜きで札を入れてもらいますが、契約のときはそこに消費税をプラスして契約するというのでございますので、参考資料添付しておりますが、5,500万円の札に対して8%消費税を加えた5,940万円ということで田上小学校は契約をさせていただいているということでもあります。

(何事か声あり)

総務課長（吉澤深雪君） 入札のときは税抜きで札を入れてもらいまして、落札者とは消費税を加えた額で契約をさせていただくということでもありますので、議案第2号の契約金額は消費税込みで5,940万円ということでもあります。

契約の期間は、町長提案しましたが、国の繰越承認を受ける前には翌年度にまたがる契約は認めないというようなことであったものでありますから、とりあえず年度末までの3月31日で契約をし、また繰越承認、国の承認を受けた後に変更契約ということで、また契約の変更ということでまた皆さんのほうに、議会のほうに提案していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、特殊な話を言いますと、今回の3本の制限付一般競争入札ということでいたしましたが、1つの入札に伴う資格要件ということでありまして、参加していただいた者は6つの特定共同企業体でありまして、6企業体であります。それぞれ1つのものに落札した者はほかの契約には参加できないと、落札者としなないということであらかじめ決めておりましたので、最初に田上小学校の空調設備工事の入札を行いました。その結果、落札者、アオミ・堀内・滝沢特定共同企業体についてはそれ以後の羽生田小学校、田上中学校の入札には参加できないということでありますので、羽生田小学校、田上中学校についてはそれぞれ資格要件なしということで入札のほうには参加させないということでもあります。同じく田上小学校に続いて羽生田小学校についての落札者、小柳・志田・山内特定共同企業体は、田上中学校の空調設備の入札には参加できないというようなことで入札を執行いたしました。

説明については以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第2号について質疑のある方、ご発言を願います。

11番（池井 豊君） 3つあわせて聞きますけれども、この調書を見ると入札の予定価格を下回っている業者というのが落札したわけですが、下回っている業者が1者しかないわけです。ほかの5者はそんな金額ではやってられないということ

でもっと大きい金額入れたわけでございまして、ほかのもの見てもそうなのです。予定価格を下回っているのは全部1者だけという状況なのですけれども、この予定価格の積算、設定は適正と言ったらおかしいですけれども、ほかの建設業者はそれより高くないとできないという意思表示をしているわけですから、予定価格の適正性はどうだったという評価していますか。

総務課長（吉澤深雪君） 予定価格については、設計価格を参考に町長が設定をしたということでありまして、特に設計価格から見て不適當なことはなく、適切であったというふうに私は考えております。

以上になります。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにご質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第2号の質疑は終了します。

続きまして、議案第3号について質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてありませんので、議案第3号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第4号について質疑のある方はおられませんか。

4番（渡邊勝・君） 全体ですけれども、まず田上小学校、羽生田小学校、田上中学校ということで3校合計で2億12万4,000円ということになるわけでございますけれども、ブロック塀等・冷暖房交付金が今年の12月ですか、4,911万2,000円というような状態に入ったということで、差額が1億5,101万2,000円ということで町が負担ということでしょうか。

あと、2番目ですけれども、工期についてなのですけれども、工期、一応9月20日というような状況で再度設定されるというお話ですけれども、それに関して当然教室には普通教室と特別教室があるわけでございますけれども、今の段階において普通教室の空調設備設置が終わる時期というような状態で、わかる範囲で結構でございますので、よろしく申し上げます。

あと、エアコンの台数ですけれども、今の時点で工事に支障があるかないか。

この3点よろしく申し上げます。

総務課長（吉澤深雪君） 順番ではありませんが、まず最後の質問は工事に支障があるかどうかということで、支障がないということでそれぞれの業者は札を入れていますので、契約期間内、予定は3月31日ではありますけれども、後ほど繰越承認を受けた後に9月20日までに工期を変更しますということで提示しておりますので、その条件に合うように入札に参加しているわけですから、その期間には間に合うだろうということで考えております。ただ、町長なり教育委員会も言っていますが、

何とか全てではなくても、学校とよく相談をしながら普通教室、子どもが授業に支障がないようになるべく夏前には設置を進めていきたいということで、それはこれからの作業になるのかなというふうに考えております。

2点目の……すみません。ちょっと2点目もう一回……

4番（渡邊勝・君） 最初のやつ。

総務課長（吉澤深雪君） 最初の関係は……

総務産経常任委員長（高取正人君） 補助金との差額について。

総務課長（吉澤深雪君） 補助金との差については、ちょっとそこまで今精査していません。内示いただいた額というのは、今回の発注に見合う分以上のものを内示いただいておりますので、交付金についてはそれよりも減額をするだろうということがあります。4,400万円ですか、内示ありましたが、そこまで交付金はいただけないだろうというのは当然かなということ考えております。

あと、すみません。2点目ちょっと忘れまして……

4番（渡邊勝・君） 2点目が工期の関係で、普通教室のエアコン設置が終わるやつ、今ほど夏前までには総務課長終わりたいという言葉今言ったようでございますけれども、それで問題がなければそれで結構です。特別教室に関しては若干おくれても、普通教室はやはり生徒たちの授業に支障ありますので。

町長（佐野恒雄君） 工期については9月20日までというふうなことで、皆さん繰り越し承認いただいた後で変更ということで、今回どこの自治体も一緒にスタートするような形の中でするので、非常に人手であるとか、機械がちゃんとあるかというふうな問題あるかと思えます。そういう中で今回設計屋さんとも話をさせてもらっている中では、割と当町においてはちょっとスタートが早かったということもあって、機械のほうは恐らく問題ないだろうと、こういうふうなことで実はお話もいただいております。そういう中で実際にでは本当に夏の暑い時期までに工事ができるのかということになると、全部は終わらないかもしれないけれども、もし終わらないにしても、いわゆる普通教室だけは終わらない中においても各教室をユニット管理というふうな形で聞いておりますので、普通教室だけは稼働ができるような形で業者にも頑張ってもらいたい、こんなふうには実は考えておるところであります。

以上であります。

4番（渡邊勝・君） 今ほど佐野町長のほうから何とかするという言葉をいただきましたので、私のほうは結構です。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかに質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第2号、3号、4号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第5号について議題といたします。

執行側の説明を求めます。

地域整備課長（土田 覚君） 改めましておはようございます。よろしく申し上げます。

議案書の4ページからになりますので、よろしく申し上げます。議案第5号につきましては、平成30年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）の補正になります。収益的支出の予定額に223万円を追加するものでございますので、よろしく申し上げます。

その内容につきましては、町長がいろいろお話ししたとおり先般1月9日に発生しました三条地域水道用水供給企業団の送水管の漏水事故に伴います断水対応の経費の支払いによりまして、原浄水及び配給水費に今後不足が見込まれることから、関連経費の追加をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

詳細に説明させていただきます。5ページをお願いします。収益的支出の支出でございしますが、1款1項1目の原浄水及び配給水費でございします。補正額223万円をお願いするものでございまして、2節の手当、これ時間外勤務手当でございしますが、35万円の追加をお願いするものでございします。この内容につきましては、断水広報に係る時間外費用、延べ15人で36時間、それから苦情対応や復旧作業に係る時間外、延べ11人で117時間ほどかかっております。その総費用が35万円ということでございしますので、よろしく申し上げます。

それから、14節の委託費でございしますが、188万円の追加をお願いするものでございまして、説明欄を見ていただきたいと思います。断水応援活動委託ということで11万円の追加をお願いするものでございします。これは、三条市から給水車を1台、それから加茂市から給水車を2台借りたその費用の委託費でございします。その中身については主にガソリン代と超勤費、超勤のお金の内容でございします。

それから、断水給水活動委託については、給水所を16カ所開いてございしますが、それらに管工事組合から、5社から相当応援していただいた16カ所の給水所の開設に伴う費用177万円の追加をお願いするものでございします。

説明は以上でございしますし、内容につきましては先の1月21日に全員協議会で説明したとおりでございしますので、よろしく申し上げます。

以上でございします。

総務産経常任委員長（高取正人君） 執行側の説明終わりました。

続きまして、質疑に入りたいと思います。ご質疑のある方、ご発言をお願いします。

11番（池井 豊君） 断水、給水活動委託費についてなのですが、16カ所の給水所設けたと言ったのですけれども、建設、管工事業いろいろ頼んで、要はトラックとかダンプではなくて、でかいタンク積んでやると思うのですけれども、タンクは幾つ借りたというふうな形になっているのでしょうか。給水所のほかに何か旅館のほうにも入れに行くのに何台か使ったとか、それで十分だったかというのと、私心配しているのは今回三条1台、加茂2台給水車借りてきたのはいいのですけれども、田上には給水車たしかないですよね。もっと広域な断水になったときに、今言ったタンクを自前で借りてくる、トラックに積むタンク借りて対応するというような形で、そういう台数足りるのか、要は全町断水、または広域、例えば加茂とか三条も含めた断水みたいになったときに対応力があるのかどうかということ、そこだけちょっと確認させてください。

地域整備課長（土田 覚君） 16カ所の給水所についての500リッターのタンクにつきましては、人口が多いところには2つとか3つとかというふうにタンクを準備してございまして、例えばコミセンなんかいうのは3つというふうに配置してございまして、なお給水タンクについては自前でございまして、羽生田浄水場のほうに500リッターのタンクが30個ほどありますので、1個を残して全て給水、16カ所に配置してございまして、そこに加茂、三条さんから借りた給水車がおのおの16カ所を回って補給するという対応でございまして、よろしく申し上げます。

2つ目の、広域的になったらどうなるかというお話でございまして、広域の状態になりますと新潟県の水道協会のほうに依頼することになります。もしくは長くなるようであれば町長から自衛隊の要請もあります。先回の二十何年のときも自衛隊の給水車を要請したこともございまして、そういう組織、広域的なものに対応するものについてはそういうふうなシステムが構築されてございまして、今回はたまたま区域が才歩以北でしたので、加茂、三条の3班の給水車で大体足りるだろうと。それ以上の広域になれば先ほどお話ししたとおりでございまして、そういうのが構築されていますので、町は大丈夫だというふうに思っております。

以上です。

11番（池井 豊君） 今、羽生田浄水場のところに30個あるうちの29個出したということなのですが、今回の町半分のところで29個出してしまったというのは、もし全町でそういうような給水所を設けなくてはならなくなったら足りないイメージになってしまうのだけれども、そのときはもう既に広域のさっき言った県のほうに

やるのかもしれませんが、それで足りているのかということと、あと自前で給水車を持つ必要性はあるかどうかという、その認識、町長が答えるのかわからないけれども、そこをちょっと聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） 広域的なものになれば町中が断水する、例えば地震とかそういうふうになれば、先ほどもお話ししたとおり広域的な連携をとることになっておりますので、そうなれば例えば給水所を今回は16カ所を丁寧に配置しましたがけれども、例えばコミセンにキャンバス水槽とかいうもうすごく大きなものを1カ所とか、田上小学校のエリアに1カ所、大体三条あたりになると大どころに1カ所とか、そういうものを設置することになりますので、今回はちょっと丁寧に町のほうにやりましたけれども、町中のということになればそういうふうな対応になっていくというふうな措置はされていますので。

それから、2つ目の給水車ですけれども、給水車があれば一番いいのですけれども、非常に高額なものですし、そのために私どもは500リッターのタンクをもう30個準備していますので、全部で30掛ける5ですので、十何トンになるかと思えますけれども、それを準備して、今回3分の1の区域にご迷惑かけましたけれども、本当に町民からもお叱りもいただきましたけれども、町中になればそういう対応になっていくということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

12番（関根一義君） 私のほうから考え方をお聞きしたいと思います。

直接今回の予算についてのところからは外れるような感じもしますけれども、断水のあり方について質問をさせていただきたいと思えます。今回は企業団設備の破損によりまして断水をかけたわけですけれども、もちろんだから企業団設備ですから、企業団水系地域の断水を行いましたけれども、この考え方というのは水系ごとの設備の破損に伴う断水というのは水系ごとに断水措置をするというふうな考え方を持っておられるのですか。その辺の考え方を聞かせてください。

地域整備課長（土田 覚君） 今回は企業団の送水管の事故でございましたので、企業団の事故については当然田上町の、加茂からこっちのほうに来ないわけですけれども、単線で来ていますから。実は委員の皆さんにもお話ししたかと思うのですけれども、企業団の水系については才歩から以北の企業団第2水系、観音山の配水池を中心とした区域、千三百何十戸と、それから企業団の1系というのは吉田新田のところにも企業団の水系がございます。それについては約600件ぐらいあるのですけれども、企業団の1系については自前の水源でカバーしましたので、その区域につ

いては断水はしなかったという。要は自前の水源でカバーしたということですし、ただ才歩から新潟市寄りの1,300戸については苦渋の決断ですけれども、やむを得ず断水させていただいたわけですけれども、ただ急にはととめられませんでしたので、2時間の余裕を持って広報しながらとめさせていただきましたが、そちらに回す水源のカバーする能力が自前ではございませんので、やむを得ず、苦渋の決断として断水させていただいたところでございます。

以上でございます。

12番（関根一義君） 今課長から見解述べられましたように、今回は他の水系からの運用が、それは能力的に不足というか、そういうことで苦渋の決断をしたのだと、こういうことです。私の理解は、要するに全町内運用をやろうと思えば可能と。簡単に言えばバルブをつなげれば。1地域だけ痛めるようなことについてはいかなものかという声もありますから、いろいろ聞いてみたのですけれども、技術的には可能なのだということです。ただ、そういうふうにした場合影響が全町内に及ぶことの危惧があります。したがって、今回については1系列の庄瀬橋以北、才歩川以北、ここに限定した断水措置をしたのだと、こういうふうに理解しているのだけれども、そこで私は今後のあり方として、要するに研究課題になるのではないかと、いうふうに思っていますけれども、危機管理上どう対応すべきなのかということについて検討をすることが必要なのではないかと、いうふうに思います。特に今回のような場合につきましては、田上町としても重要な施設と、観光施設を持っているわけです。そこが要するに集中的にとめたわけではないけれども、そこを含む地域が今回断水措置をされて、可能なのであれば、他の水系から運用するということが果たして本当にできないのかというふうな声もこれはあるわけです。その地域から出ているわけではありません。よその地域からもたったこれだけの時間断水をするのであれば、運用は可能なのではないかと、いう声があるのです。話を聞けば、それは技術的に無理なのだというふうに答えられているようだけれども、本当にそうなのかと、本当に技術的に他の水系の運用は不可能なのかというふうに言われると私もいろいろ聞いてみましたが、それは技術的には可能です。可能なのだけれども、先ほど言いましたけれども、要するに影響が全町内に及ぶという、こういうことの危惧があるから、こういう措置をしたのだというふうになっていますから、今後の課題として、大きく言えば危機管理のあり方として、水道施設の破損に伴う措置についてどうあるべきかということについて検討すべきだというふうに思っていますけれども、その辺の見解はいかがですか。

地域整備課長（土田 覚君）　そういうお話が町にあるのは事実でございます。1つの区域だけをいじめないで、他水系から何とか水を回せないかという話でございますけれども、ご回答します。

水道は、新潟市のように加圧で送るものではなくて、当町の水道については配水池に水を揚げて、自然流下で行っています。したがって、高低の関係がすごく重要になることも事実ですし、それから川船河と先般の皆さんにお配りしました緑の区域の羽生田企業団の1系の水系についてはカバーすることはできます。危機管理的にやったりとったりはできます。それは、配水池も近いところにあるわけですから。ただ、今の才歩以北ということになると管はつながっているのですけれども、高低の関係で町中がみんな濁るという形になりまして、給水は可能だと思えるのですけれども、もともとの量自体がまずないですから、足りないということになって、やったところで濁るという事実もあるし、足りないという事実もございますので、苦渋の決断として才歩から以北を、それはやっぱり配水池の高さも低いという部分もございまして。

それから、今後の課題で検討しますけれども、才歩以北については新潟市と隣接してございますから、その辺の前にも、22日にもいただきましたけれども、検討をやはりしていかなければならないのかなというふうに私どもでも思っているところなのですけれども、新潟市もやっぱり田上境というのは管が細くなっていますから、そうしたところで果たしてつながるかどうかという今後の協議が出てくるかと思いますが、危機管理のために一生懸命ちょっと隣接する新潟市とも相談したいというふうに思っています。

以上、2点でございますが、よろしく申し上げます。

12番（関根一義君）　今日ここで議論を深めるというふうには私は考えていません。私は、今後の課題としてやはり十分な検討をする、そういう方向をぜひとっていただきたいというのが私の強い意見です。本当に水系ごとの施設が破損したような場合、水系ごとの断水措置で本当にいいのかということです。仮に水量的に不足して、全町に及ぼす影響が危惧されるのだということであれば、どのぐらいの断水期間であれば影響が出るのか、こういうことなどについても町民には答える義務があるわけです。私たちとしても答える義務があります、質問されれば。ところが、そのことがなされていませんので、今後の課題だと思っておりますけれども、ぜひ今後のこういうこの種の事故が発生したときの危機管理の考え方、どう対応すべきなのかということについて、1地域に限定するというところで本当にいいのかということなどに

ついても今後はぜひ検討していただきたいと。私は、今後の課題の中においてもこの点については提起させていただきますので、ぜひそういう方向の検討に着手していただきたいというのを申し上げておきたいと思います。

4番（渡邊勝・君） 今回の私、送水管事故に関しては、設計ミスが絡んでいるのではないかと考えております。材料的にはダクタイル鋳鉄管450パイというのを使っているわけなのですけれども、普通であればそれが外れるわけではないのだと思いますけれども、外れたということになればそれがシングルにとめられていたか、ダブルにとめられていたかということを経験して今後やっぱり検討してもらって、それによって今後発生しないように、簡単に今回は発生したわけですから、今後発生しないような状態もやっぱり企業団のほうに話をさせていただければいいかと思えます。

それで、一応町として223万円という大きな金が出たわけなのですけれども、やはりこういう場合は企業団事故になっておりますので、この際町からどのぐらいの金額となるか私ははっきり言えませんけれども、例えば50%ぐらい出してくれとか、そういうふうなことも言ってもいいのではないかと思いますけれども、そこらの見解どうですか。

地域整備課長（土田 覚君） 1点目のまず事故の関係でございます。本当にそれなりのコンサルに頼んで実施設計をして、450の鋳鉄管となるととめる箇所というのはもう無数にあるわけです。1カ所、2カ所でないので、もうすごく輪っかの中に、私の認識では十何本以上普通はなっているのですけれども、それらが抜けたということでございまして、それらについては私どもの送水管でございませぬので、十分に企業団のほうに申しております。抜けないような対策を考えてくれというお話を申しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えますけれども、企業団のほうから新聞にも書いてありますけれども、見解としては何らかの動圧による外圧がかかって抜けたのだというふうに、抜けたというか、漏水したのだというふうに言っておりますので、それら漏水しないように十分対策を対応してくれということで申し入れてあります。

次に、2点目の企業団にその費用を請求したらいいのかということなのですけれども、企業団の給水条例に事故の場合は責任を負わないということになっていまして、それはなぜかといいますと町も企業団の構成員だということでございまして、そういう突発的な事故についてはその責を負わないということになってございまして、その費用について、前の災害のときも請求をしませんでしたけれども、みんながそういうふうな形で動いて、給水条例の中に付してありますので、ご理解のほ

どよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

4番（渡邊勝・君） ありがとうございます。今ほど増圧による漏水というような話があったわけでご覧いただけますけれども、そういうことであればやはり増圧による漏水であればかなりのいろいろな試験をしてもらって、この試験をクリアしたというような状態で工事をしてもらえればいいかと思ひますので、そこらあたりも企業団のほうに言って、今やってもだめだよというような状態で話をさせていただければいいかと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかに質疑のある方おられませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第5号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

議案第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案

のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了し、委員会を終了します。

最後に、ちょっとすみません。最初に傍聴人のほう報告するの忘れちゃったので、報道3社と高橋議員、中野議員から傍聴の要請がありましたので、これを報告いたします。

午前9時57分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成31年2月8日

総務産経常任委員長 高 取 正 人